

第七十回国会 衆議院 災害対策特別委員会災害対策の基本問題に関する小委員会議録 第二号

昭和四十七年十一月八日(水曜日)

午後一時二十一分開議

出席小委員

小委員長代理 高島 修君

羽田 孜君 内藤 良平君

米田 東吾君 坂井 弘一君

小宮 武喜君

小委員外の出席者

災害対策特別委員 高田 富之君

災害対策特別委員 津川 武一君

十一月八日

小委員大西正男君、藤尾正行君及び川村雄義君

同日小委員辞任につき、その補欠として高島修君、羽田孜君及び内藤良平君が委員長の名で

小委員に選任された。

本日の会議に付した案件

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を改正する法律案起草の件  
各種災害融資等の諸条件の改善に関する件

○高島小委員長代理 これより小委員会を開会いたします。

吉田小委員長所用につき、小委員長の名で、私が小委員長職務を行ないます。

災害対策の基本問題に関する件について調査を進めます。

まず、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を改正する法律案の起草に関する件について議事を進めます。

当小委員会におきましては、かねてから災害融資条件の緩和、特に中小企業者に対する災害融資

金の利率の引き下げについて検討を重ねてまいりましたが、最近の低金利政策等にかんがみ、貸付金の利率を年六・二%に引き下げるとともに、特別被害者に対しては、政令で定めるところにより特に低い利率、年三%を適用することを定めた、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を改正する法律案の草案を作成し、お手元に配付いたしております。

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を改正する法律案

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第十五条各号列記以外の部分中「年六分五厘」を「年六・二パーセント」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の貸付けをする場合において、同項第一号に掲げる者のうち同号に規定する地域内にあるその者の事業所又は主要な事業用資産の激甚災害による損失額が当該事業所若しくは主要な事業用資産の価額又はその者の事業による総収入に比し政令で定める程度以上である旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けた者(以下この項において「特別被害者」という。)に対する貸付金及び同項第二号に掲げる団体の直接又は間接の構成員である特別被害者に転貸される当該団体に対する貸付金の利率については、政令で定めるところにより年三パーセントとする。

附則

この法律は、公布の日から起算して、昭和四十七年六月一日以後の災害につき適用する。

理由

激甚災害を受けた中小企業者等に対する商工組合中央金庫の貸付金の利率を引き下げるとともに、激甚災害により受けた損失の程度の高い者に対する当該貸付金については、特に低い利率にする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、昭和四十七年度において約一千万円の見込みである。

○高島小委員長代理 この草案の趣旨、内容につきましては、すでに十分御承知のことと存じますので、その説明は省略させていただきます。

おはかりいたします。

お手元に配付の、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を改正する法律案を小委員会の案として決定するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高島小委員長代理 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○高島小委員長代理 次に、各種災害融資等の諸条件の改善に関する件についてであります。各種災害融資等の諸条件の改善については、特に政府に対し特別の措置を要請すべきことを委員会において決議すべき事項として取りまとめましたので、その案文を朗読いたします。

各種災害融資等の諸条件の改善に関する件(案)  
各種災害融資及び貸付の諸条件については、

本委員会においてかねてからその改善を主張してきたところであるが、特に最近の複雑かつ深刻化した災害の実情及び金融政策の推移にかんがみ、早急に抜本的な改善が必要である。よって政府は、天災融資法による資金の融通、農林漁業金融公庫による災害復旧資金の融通、住宅金融公庫による災害復興住宅資金の融資及び国民金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、環境衛生金融公庫、医療金融公庫の災害融資並びに世帯更生資金及び母子福祉資金の貸付等の各種災害融資制度について、金利、貸付限度額、償還期限及び据置期間等の諸条件を総点検し、福祉時代にふさわしい災害融資制度を確立し、被災者の救済に万全を期すべきである。

右決議する。

以上で案文の朗読は終わりました。

○高島小委員長代理 おはかりいたします。各種災害融資等の諸条件の改善に関する件を委員会において決議すべき事項として委員会に報告いたしました存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高島小委員長代理 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○高島小委員長代理 おはかりいたします。激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を改正する法律案及び各種災害融資等の諸条件の改善に関する件を委員会に対する報告等につきましては、小委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高島小委員長代理 御異議なしと認めます。  
よって、さよう決定いたしました。

○高島小委員長代理 この際、一言申し上げま  
す。

中小企業者に対する災害貸付金の利率の引き下  
げにつきまして今回の草案等を得ることができま  
したことは、ひとえに小委員各位の御熱意と関係  
政府当局の御協力のたまものと、厚く御礼申し上  
げます。

本日は、これにて散会いたします。

午後一時二十六分散会